

案件2 生産緑地地区の変更について

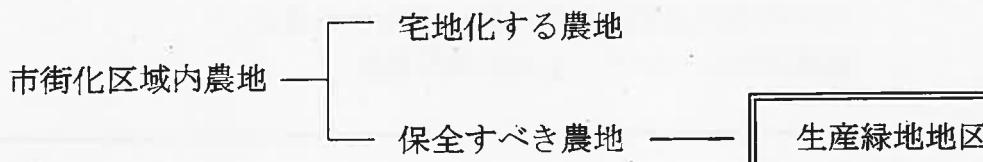
(1) 関連議案

第16号議案 名古屋市都市計画生産緑地地区の変更

(2) 生産緑地地区制度の概要

(ア) 目的と位置付け

市街化区域内において緑地機能などの優れた農地等を計画的に保全し、
良好な都市環境の形成に資することを目的とする制度



(イ) 主な指定要件

指定要件	(a) 及び (b) を満たす農地等
	(a) 以下の条件にすべて該当する一団の農地等 <ul style="list-style-type: none">・ 300m²以上の規模の区域であること・ 都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること・ 農林漁業の継続が可能な条件を備えていること

(ウ) 主な行為制限及び関連税制

行為制限	<p>以下の行為は、許可を受けなければしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 ・宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更 ・水面の埋立て又は干拓
関連税制	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税及び都市計画税の農地課税 ・相続税及び贈与税の納税猶予の特例の適用 ・市又は地方公共団体等に買い取られる場合、譲渡所得について、1,500万円控除

(エ) 主な除外要件

除外要件	<ul style="list-style-type: none"> ・買取申出において、市が買取らない旨の通知を行い、その後、営農希望者への斡旋も不調となり行為制限が解除された農地等 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>買取申出とは</p> <p>以下のときは、買い取りを申し出ることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定後30年を経過したとき ・主たる従事者が死亡、若しくは従事することを不可能にさせる故障に至ったとき </div> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業の減歩により減少する農地等 ・公共施設等の敷地の用に供された農地等 ・上記の解除に伴い、面積要件を欠く農地等(道連れ解除)
------	---

(3) 名古屋都市計画生産緑地地区の変更について

(ア) 都市計画変更の概要

区分	団地数	面積 (ha)
変更前	1, 758	約 252. 05
変更 (指定) (除外)	- 14 (+ 27) (- 41)	- 4. 61 (+ 1. 62) (- 6. 23)
変更後	1, 744	約 247. 44

(イ) 行政区別内訳

行政区	変更前		変更後	
	団地数	面積(ha)	団地数	面積(ha)
千種区	3	約 0.18	3	約 0.18
北区	101	約 13.65	105	約 13.78
西区	87	約 7.12	88	約 7.14
中村区	105	約 9.16	105	約 8.90
瑞穂区	8	約 1.75	8	約 1.75
中川区	370	約 57.24	371	約 56.39
港区	116	約 13.96	118	約 14.04
南区	28	約 2.44	27	約 2.35
守山区	251	約 41.92	246	約 40.50
緑区	261	約 49.44	255	約 48.64
名東区	80	約 7.51	76	約 7.18
天白区	348	約 47.68	342	約 46.59
合計	1,758	約 252.05	1,744	約 247.44

(注) 1 千種区、瑞穂区の変更はなし。

2 東区、中区、昭和区及び熱田区には、生産緑地地区の指定はなし。